

日本薬剤師会より通知が届いております。
今後の活動にお役立てください。
学校薬剤師部会 事務局

日薬業発第 278 号
令和 4 年 10 月 25 日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 田尻 泰典

令和 4 年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（参考）

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、標記につき、別添のとおり文科省より、全国の学校関係諸機関宛てに、10 月 17 日付で事務連絡が発出され、本会にも共有されましたので、参考としてお知らせいたします。

厚労省においては、アルコール健康障害対策基本法（以下「基本法」）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 11 月 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、広報啓発事業等を実施しております。今般令和 4 年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱が作成されたことを受け、文科省をはじめとする関係省庁等に、本実施要綱に基づく啓発事業の実施及び関係団体への周知等につき協力依頼がなされ、文科省から学校関係諸機関に今回の事務連絡が発出されたものです。

文科省からの連絡にもあるとおり、上記基本法に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画（第 2 期）の基本的施策において、学校教育等の推進が位置付けられ、学校における飲酒に関する教育の充実等についても言及されていること等を勘案し、参考として本件についてご案内申し上げた次第です。

つきましては、会務御多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会学校薬剤師関係者等に、本件につき、参考としてご案内賜りますようお願い申し上げます。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和4年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

標記について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から別紙のとおり依頼がありました。

アルコール関連問題に関する啓発については、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）第15条において、知識の普及のために必要な施策を講ずるものとされ、基本法に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）（令和3年3月26日閣議決定。以下「基本計画」という。）の基本的施策において、学校教育等の推進が位置付けられているところです。

また、基本法第10条において、毎年11月10日から16日までを「アルコール関連問題啓発週間（以下、「啓発週間」という。）」と定め、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

については、基本法及び基本計画の趣旨を踏まえ、令和4年度啓発週間において、飲酒防止教育の実施やポスターの掲示等、様々な機会・方法を通じて、アルコール関連問題の啓発に御協力くださるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して周知されるようお願いいたします。

1 アルコール健康障害対策推進基本計画（抜粋）

IV 基本的施策

1. 教育の振興等

(1) 学校教育等の推進

① 小学校から高等学校における教育

○ 学校教育において、アルコールが心身の健康や、社会に及ぼす影響などを発達段階に応じて正しく認識させること等によって、20歳未満の段階では飲酒をしないという判断力や態度、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を養う。

○ 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響等について、周知する。

2 令和4年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組

以下の厚生労働省ウェブサイトにて啓発ポスター等のダウンロードが可能ですので、適宜御活用ください。

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00005.html

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL : 03-6734-2976 (直通) FAX : 03-6734-3794

障 発 1014 第 1 号
令 和 4 年 10 月 14 日

文部科学省初等中等教育局長 殿
(アルコール健康障害対策推進会議構成員)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和4年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

アルコール健康障害対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から11月16日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

このため、厚生労働省では、今般、別添のとおり令和4年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱を作成し、関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、広報啓発事業を実施するとともに啓発事業の実施及び広報の推進を呼びかけることとしております。

つきましては、貴職におかれましても、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び広報の推進に取り組んでいただくとともに、関係団体に対し、本週間について周知いただくよう御理解・御協力方お願いいたします。

【参考 URL:厚生労働省 HP 令和4年度における「アルコール関連問題啓発週間」の取組】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00005.html

【担当者】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 アルコール健康障害対策推進室
押尾、三津
TEL :03-5253-1111 (内線)3100、3065
FAX :03-3593-2008

令和4年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱

1 趣旨

平成26年6月1日に施行された「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から16日をアルコール関連問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）とし、国及び地方公共団体は、啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものと規定されています。

また、基本法に基づき平成28年5月31日に策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」について、令和3年3月26日には「アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）」に改定され、基本的方向性として「飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解した上で、お酒と付き合い合える社会をつくるための教育・啓発を促進すること」や「アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、地域における支援機関の連携と社会全体の理解を促進すること」等が定められています。

以上を踏まえ、令和4年度の啓発週間に当たり、国、地方公共団体、関係団体及び事業者等において、アルコールとの適切な付き合い方や不適切な飲酒の防止等に関し、効果的な周知等を図るための啓発事業等を実施することとします。

2 実施期間

令和4年11月10日（木）から11月16日（水）まで

3 実施体制

厚生労働省、内閣府、法務省、国税庁、文部科学省、警察庁、国土交通省、地方公共団体、関係団体及び事業者等

4 実施に当たっての基本方針

(1) アルコール関連問題について考える契機・気付きとなるような呼び掛け

アルコール健康障害は本人の健康の問題のみならず、家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる危険性の高い、誰もが関わりのある問題であることを国民が理解し、自らアルコール健康障害の予防に取り組むきっかけ・気付きとなるような取組となることを意識し、当事者のみならず、幅広く国民一人ひとりに対して呼び掛けを行います。

(2) 様々な主体との啓発事業の連携・協力

アルコール関連問題は、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の様々な問題と密接に関

連することから、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体との連携により、啓発週間の趣旨にふさわしい啓発事業の実施に努めます。

また、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体が啓発事業を効果的に実施できるよう協力します。

(3) 啓発週間の実施を契機とした意識の定着化

啓発週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努め、国民自らがアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならないという意識の定着化を図ります。

5 主な実施事項

(1) 広報啓発事業の実施

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、ポスター、インターネット等様々な媒体を活用した広報啓発事業を実施します。

(2) 様々な主体による啓発事業の推進

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体に対して、アルコール関連問題に関する啓発事業の実施を呼び掛けます。

また、様々な主体が行う啓発事業の取組に資するよう、厚生労働省ホームページにおいて、啓発事業の取組について情報提供します。